

年末年始等における対応について

部局名	対応等
総務部	<p>○各種広報媒体による情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページによる受診・相談センターなどの相談窓口等の情報の周知 ・県政ラジオ番組による相談窓口等の情報の周知 <p>○庁舎内での患者発生時に係る消毒実施体制について</p> <p>年末年始期間に庁舎内において、新型コロナウイルス感染症患者もしくは感染疑いの者が発生した場合、適切に庁舎内の消毒を実施する体制を確保する。</p> <p>○職員感染時の体制確保について</p> <p>職員等で感染が疑われる事案が発生した場合、「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応について(通知)」に基づいた、所属及び関係課への報告の徹底を周知</p> <p>○休暇取得の推進について</p> <p>年末年始における休暇取得の促進について、各所属に通知</p>
保健福祉部	<p>○年末年始(12/29～1/3)の医療提供体制 ※別紙参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始も、「受診・相談センター」は毎日24時間電話相談に対応。 ・発熱、咳等の風邪症状がある方は、受診・相談センター(コールセンター)に電話で相談を受付。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>受診・相談センター(コールセンター) 022-211-2882, 022-211-3883 【24時間受付】</p> </div> <p>【相談・診療・検査体制】</p> <p>年末年始は、原則、休日当番医による相談・診療体制となるため、発熱患者等の相談・診療等を行う診療・検査医療機関は、受診・相談センターから案内。</p> <p>○営業時間短縮要請相談窓口(コールセンター)の開設</p> <p>電話番号 022-211-3540 受付時間 9:00～17:00(1/1～1/3除く)</p> <p>○児童相談所の緊急対応体制</p> <p>児童相談所全国共通ダイヤル「189」で年末年始 24 時間対応</p> <p>○ 年末年始期間のDV等の主な相談体制</p> <p>①DV相談プラス(国が設置する電話等相談窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 0120-279-889 ・メール相談, チャット相談可 ・24時間受付(チャット相談は 12:00～22:00) <p>https://soudanplus.jp/</p> <p>②各警察署</p> <p>○夜間こころの相談窓口</p> <p>電話番号 0229-23-3703 相談受付時間 午後5時から午前2時</p> <p>○高齢者福祉施設への支援体制</p> <p>年末年始期間も感染症発生施設への支援について対応</p> <p>○低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(基本給付の再支給)【子ども・家庭支援課】</p> <p>1 対象者</p> <p>以下のいずれかに該当し、基本給付(国2次補正分)の支給を受けた者(申請不要)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。) ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 <p>※ 令和2年 12 月 11 日時点では基本給付(国2次補正分)の申請を行っていない者についても、基本給付(再支給分)を併せて申請することにより支給。</p>

部局名	対応等																																																																																																																					
	<p>2 給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円(基本給付(国2次補正分)に同じ。)</p> <p>3 スケジュール 町村在住者には12月25日(金)に県から支給 (市在住者には年内を目処に各市から支給)</p> <p>○年末年始(12月29日～1月3日)における生活困窮者等に対する電話による相談窓口【社会福祉課】</p> <p>1 生活困窮者関係</p> <table border="1" data-bbox="548 537 1801 1486"> <thead> <tr> <th>お住いの市町村</th> <th>相談窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>仙台市</td><td>仙台市生活自立・仕事相談センター わんすてっぷ</td><td>022-395-8865</td></tr> <tr><td>石巻市</td><td>石巻市役所</td><td>0225-95-1111</td></tr> <tr><td>塩竈市</td><td>塩竈市役所</td><td>022-364-1111</td></tr> <tr><td>気仙沼市</td><td>気仙沼市役所</td><td>0226-22-6600</td></tr> <tr><td>白石市</td><td>白石市生活総合相談</td><td>0224-25-2111</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>名取市役所</td><td>022-384-2111</td></tr> <tr><td>角田市</td><td>角田市役所</td><td>0224-61-1185</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>多賀城市役所</td><td>022-368-1141</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>岩沼市役所</td><td>0223-22-1111</td></tr> <tr><td>登米市</td><td>登米市自立支援相談センター そ・えーる登米</td><td>0220-23-8610</td></tr> <tr><td>栗原市</td><td>栗原市自立相談支援センター ひありんく栗原</td><td>0228-22-7631</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>東松島市くらし安心サポートセンター</td><td>0225-98-6925</td></tr> <tr><td>大崎市</td><td>大崎市自立相談支援センター ひありんく</td><td>0229-25-5581</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>富谷市役所</td><td>022-358-3111</td></tr> <tr><td>刈田郡, 柴田郡 伊具郡, 亶理郡</td><td>宮城県南部自立相談支援センター 仙南事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)</td><td>0224-51-8401</td></tr> <tr><td>宮城郡, 黒川郡</td><td>宮城県南部自立相談支援センター 宮城黒川事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)</td><td>022-290-9961</td></tr> <tr><td>加美郡, 遠田郡</td><td>宮城県北部自立相談支援センター 北部事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)</td><td>0229-25-4517</td></tr> <tr><td>女川町, 南三陸町</td><td>宮城県北部自立相談支援センター 東部・気仙沼事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)</td><td>0225-25-7607</td></tr> </tbody> </table> <p>2 生活保護関係</p> <table border="1" data-bbox="548 1567 1669 2457"> <thead> <tr> <th>お住いの市町村</th> <th>相談窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石巻市</td><td>石巻市役所</td><td>0225-95-1111</td></tr> <tr><td>塩竈市</td><td>塩竈市役所</td><td>022-364-1111</td></tr> <tr><td>気仙沼市</td><td>気仙沼市役所</td><td>0226-22-6600</td></tr> <tr><td>白石市</td><td>白石市役所</td><td>0224-25-2111</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>名取市役所</td><td>022-384-2111</td></tr> <tr><td>角田市</td><td>角田市役所</td><td>0224-61-1185</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>多賀城市役所</td><td>022-368-1141</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>岩沼市役所</td><td>0223-22-1111</td></tr> <tr><td>登米市</td><td>登米市役所 南方総合支所</td><td>0220-58-2111</td></tr> <tr><td>栗原市</td><td>栗原市役所</td><td>0228-22-1122</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>東松島市役所</td><td>0225-82-1111</td></tr> <tr><td>大崎市</td><td>大崎市役所</td><td>0229-23-2111</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>富谷市役所</td><td>022-358-3111</td></tr> <tr><td>刈田郡, 柴田郡, 伊具郡</td><td>仙南保健福祉事務所</td><td>0224-53-3111</td></tr> <tr><td>宮城郡, 黒川郡</td><td>仙台保健福祉事務所</td><td>022-365-3154</td></tr> <tr><td>亶理郡</td><td>仙台保健福祉事務所 岩沼支所</td><td>0223-22-2188</td></tr> <tr><td>加美郡, 遠田郡</td><td>北部保健福祉事務所</td><td>0229-01-0701</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>東部保健福祉事務所</td><td>0225-95-1411</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>気仙沼保健福祉事務所</td><td>0226-21-1357</td></tr> </tbody> </table> <p>3 周知方法について 県のホームページに掲載するほか、県政ラジオ、メルマガみやぎ、フェイスブックを通じて周知を図ります。 また、相談窓口を紹介するチラシを作成し、市町村、関係団体と連携して配布、掲示等に努めるとともに、電子データを県ホームページに掲載し、ダウンロードして利用が可能とします。</p>	お住いの市町村	相談窓口	電話番号	仙台市	仙台市生活自立・仕事相談センター わんすてっぷ	022-395-8865	石巻市	石巻市役所	0225-95-1111	塩竈市	塩竈市役所	022-364-1111	気仙沼市	気仙沼市役所	0226-22-6600	白石市	白石市生活総合相談	0224-25-2111	名取市	名取市役所	022-384-2111	角田市	角田市役所	0224-61-1185	多賀城市	多賀城市役所	022-368-1141	岩沼市	岩沼市役所	0223-22-1111	登米市	登米市自立支援相談センター そ・えーる登米	0220-23-8610	栗原市	栗原市自立相談支援センター ひありんく栗原	0228-22-7631	東松島市	東松島市くらし安心サポートセンター	0225-98-6925	大崎市	大崎市自立相談支援センター ひありんく	0229-25-5581	富谷市	富谷市役所	022-358-3111	刈田郡, 柴田郡 伊具郡, 亶理郡	宮城県南部自立相談支援センター 仙南事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)	0224-51-8401	宮城郡, 黒川郡	宮城県南部自立相談支援センター 宮城黒川事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)	022-290-9961	加美郡, 遠田郡	宮城県北部自立相談支援センター 北部事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)	0229-25-4517	女川町, 南三陸町	宮城県北部自立相談支援センター 東部・気仙沼事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)	0225-25-7607	お住いの市町村	相談窓口	電話番号	石巻市	石巻市役所	0225-95-1111	塩竈市	塩竈市役所	022-364-1111	気仙沼市	気仙沼市役所	0226-22-6600	白石市	白石市役所	0224-25-2111	名取市	名取市役所	022-384-2111	角田市	角田市役所	0224-61-1185	多賀城市	多賀城市役所	022-368-1141	岩沼市	岩沼市役所	0223-22-1111	登米市	登米市役所 南方総合支所	0220-58-2111	栗原市	栗原市役所	0228-22-1122	東松島市	東松島市役所	0225-82-1111	大崎市	大崎市役所	0229-23-2111	富谷市	富谷市役所	022-358-3111	刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	仙南保健福祉事務所	0224-53-3111	宮城郡, 黒川郡	仙台保健福祉事務所	022-365-3154	亶理郡	仙台保健福祉事務所 岩沼支所	0223-22-2188	加美郡, 遠田郡	北部保健福祉事務所	0229-01-0701	女川町	東部保健福祉事務所	0225-95-1411	南三陸町	気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1357
お住いの市町村	相談窓口	電話番号																																																																																																																				
仙台市	仙台市生活自立・仕事相談センター わんすてっぷ	022-395-8865																																																																																																																				
石巻市	石巻市役所	0225-95-1111																																																																																																																				
塩竈市	塩竈市役所	022-364-1111																																																																																																																				
気仙沼市	気仙沼市役所	0226-22-6600																																																																																																																				
白石市	白石市生活総合相談	0224-25-2111																																																																																																																				
名取市	名取市役所	022-384-2111																																																																																																																				
角田市	角田市役所	0224-61-1185																																																																																																																				
多賀城市	多賀城市役所	022-368-1141																																																																																																																				
岩沼市	岩沼市役所	0223-22-1111																																																																																																																				
登米市	登米市自立支援相談センター そ・えーる登米	0220-23-8610																																																																																																																				
栗原市	栗原市自立相談支援センター ひありんく栗原	0228-22-7631																																																																																																																				
東松島市	東松島市くらし安心サポートセンター	0225-98-6925																																																																																																																				
大崎市	大崎市自立相談支援センター ひありんく	0229-25-5581																																																																																																																				
富谷市	富谷市役所	022-358-3111																																																																																																																				
刈田郡, 柴田郡 伊具郡, 亶理郡	宮城県南部自立相談支援センター 仙南事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)	0224-51-8401																																																																																																																				
宮城郡, 黒川郡	宮城県南部自立相談支援センター 宮城黒川事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)	022-290-9961																																																																																																																				
加美郡, 遠田郡	宮城県北部自立相談支援センター 北部事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)	0229-25-4517																																																																																																																				
女川町, 南三陸町	宮城県北部自立相談支援センター 東部・気仙沼事務所 (一般社団法人パーソナルサポートセンター)	0225-25-7607																																																																																																																				
お住いの市町村	相談窓口	電話番号																																																																																																																				
石巻市	石巻市役所	0225-95-1111																																																																																																																				
塩竈市	塩竈市役所	022-364-1111																																																																																																																				
気仙沼市	気仙沼市役所	0226-22-6600																																																																																																																				
白石市	白石市役所	0224-25-2111																																																																																																																				
名取市	名取市役所	022-384-2111																																																																																																																				
角田市	角田市役所	0224-61-1185																																																																																																																				
多賀城市	多賀城市役所	022-368-1141																																																																																																																				
岩沼市	岩沼市役所	0223-22-1111																																																																																																																				
登米市	登米市役所 南方総合支所	0220-58-2111																																																																																																																				
栗原市	栗原市役所	0228-22-1122																																																																																																																				
東松島市	東松島市役所	0225-82-1111																																																																																																																				
大崎市	大崎市役所	0229-23-2111																																																																																																																				
富谷市	富谷市役所	022-358-3111																																																																																																																				
刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	仙南保健福祉事務所	0224-53-3111																																																																																																																				
宮城郡, 黒川郡	仙台保健福祉事務所	022-365-3154																																																																																																																				
亶理郡	仙台保健福祉事務所 岩沼支所	0223-22-2188																																																																																																																				
加美郡, 遠田郡	北部保健福祉事務所	0229-01-0701																																																																																																																				
女川町	東部保健福祉事務所	0225-95-1411																																																																																																																				
南三陸町	気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1357																																																																																																																				

部局名	対応等																																		
	<p>○住居確保給付金の支給期間及び緊急小口資金等特例貸付の受付期間の延長【社会福祉課】</p> <p>1 住居確保給付金</p> <p>最長9ヶ月の支給期間について、令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限り、最長12ヶ月まで延長可能となります。</p> <p>【事業の概要】</p> <table border="1" data-bbox="548 439 1999 893"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>○離職・廃業後2年以内の者 ○給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者</td> </tr> <tr> <td>支給要件</td> <td>○世帯の収入・金融資産が一定額以下であること。 ○誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。 ※受給者の状況に応じ、ハローワークへの求職申込等を行う必要あり。</td> </tr> <tr> <td>支給金額</td> <td>家賃相当額 ※上限あり、収入状況に応じて一部のみの支給となる場合あり。</td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td>原則、住居の貸主等への代理納付</td> </tr> <tr> <td>受付窓口等</td> <td>市にお住まいの方 福祉事務所 町村にお住まいの方 自立相談支援センター</td> </tr> </table> <p>2 緊急小口資金等の特例貸付</p> <p>令和2年12月末までとされていた申請の受付期間について、令和3年3月末まで延長となります。</p> <p>【事業の概要】</p> <table border="1" data-bbox="548 1071 1999 1665"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>緊急小口資金</th> <th>総合支援資金(生活支援費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</td> </tr> <tr> <td>貸付上限</td> <td>学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内</td> <td>二人以上:月20万円以内 単身:月15万円以内 貸付期間:原則3月以内</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>1年以内</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>2年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利子</td> <td>無利子</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>償還免除</td> <td colspan="2">今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」とされている。</td> </tr> <tr> <td>受付窓口等</td> <td colspan="2">市町村社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	○離職・廃業後2年以内の者 ○給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者	支給要件	○世帯の収入・金融資産が一定額以下であること。 ○誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。 ※受給者の状況に応じ、ハローワークへの求職申込等を行う必要あり。	支給金額	家賃相当額 ※上限あり、収入状況に応じて一部のみの支給となる場合あり。	支給方法	原則、住居の貸主等への代理納付	受付窓口等	市にお住まいの方 福祉事務所 町村にお住まいの方 自立相談支援センター	項目	緊急小口資金	総合支援資金(生活支援費)	貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	貸付上限	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	二人以上:月20万円以内 単身:月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	据置期間	1年以内	1年以内	償還期限	2年以内	10年以内	貸付利子	無利子	無利子	償還免除	今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」とされている。		受付窓口等	市町村社会福祉協議会	
支給対象者	○離職・廃業後2年以内の者 ○給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者																																		
支給要件	○世帯の収入・金融資産が一定額以下であること。 ○誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。 ※受給者の状況に応じ、ハローワークへの求職申込等を行う必要あり。																																		
支給金額	家賃相当額 ※上限あり、収入状況に応じて一部のみの支給となる場合あり。																																		
支給方法	原則、住居の貸主等への代理納付																																		
受付窓口等	市にお住まいの方 福祉事務所 町村にお住まいの方 自立相談支援センター																																		
項目	緊急小口資金	総合支援資金(生活支援費)																																	
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯																																	
貸付上限	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	二人以上:月20万円以内 単身:月15万円以内 貸付期間:原則3月以内																																	
据置期間	1年以内	1年以内																																	
償還期限	2年以内	10年以内																																	
貸付利子	無利子	無利子																																	
償還免除	今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」とされている。																																		
受付窓口等	市町村社会福祉協議会																																		
<p>経済商工観光部</p>	<p>1 「せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン」及び「仙台・宮城ずずめのお宿キャンペーン」の一時停止について</p> <p>◆GoToトラベルキャンペーンの全国一斉停止期間(12/28～1/11)に合わせ、同一期間、下記の事業を一時停止するもの</p> <p>○せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 11月13日～令和3年1月31日 ・補助対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①県内に事業所が所在する旅行会社 ②県内の宿泊施設(仙台・宮城ずずめのお宿キャンペーン対象施設は除く) ・補助内容 <ul style="list-style-type: none"> ①旅行商品の宿泊費補助、②宿泊施設が直接販売する宿泊費補助(旅行代金(宿泊代金)の1/2, 最大5,000円補助) <p>○仙台・宮城ずずめのお宿キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 9月1日～令和3年1月31日 ・補助対象者 <ul style="list-style-type: none"> 客室20室未満又は定員100名未満の宿泊施設 ・補助内容 <ul style="list-style-type: none"> 宿泊代金補助(宿泊代金の1/2補助, 最大5,000円補助) <p>2 GoToイートキャンペーンについて</p> <p>○農林水産省から現時点での各地域の感染状況等を踏まえ、都道府県において改めて検討するよう依頼があり、次のとおり同省あてに要請済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月28日から1月11日まで、県内での食事券の販売を停止する。 ・上記期間中は、販売された食事券及び付与されたポイントの利用を控えるよう利用者へ呼びかける。 																																		

部局名	対応等
<p>教育庁</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる教職員・児童生徒等が発生した場合の連絡体制 各県立学校、県社会教育施設等と連携し情報把握に努め、感染拡大防止等に対応する。また、市町村教育委員会と連携し、PCR検査受検状況等の情報共有を図る。</p> <p>○教育相談の体制 年末年始も「24時間子供SOSダイヤル」(0120-0-78310)を開設し対応する。また、上記SOSダイヤルに加え、冬季休業中においてもスクールカウンセラー等の活用や、「いのちの電話」(厚生労働省)などの相談機関について、生徒や保護者に周知するとともに、保護者に対して家庭での見守りを依頼するなど、自死予防や心のケアに取り組むこととしている。</p> <p>○冬季休業中の生徒指導の体制 例年の通知に以下の内容を加え、県立学校及び市町村教育委員会に通知し、注意喚起している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式を踏まえた持続的な新型コロナウイルス感染症対策等により、児童生徒の心身の負担が増すことが想定されることから、一人ひとりに寄り添った校内指導体制の確立に努めること。 ・休業前の事前指導において、①新型コロナウイルス感染症対策の実践と心身の健康保持と感染予防を指導すること、②部活動等の教育活動における感染防止、③SNS等における感染者や濃厚接触者への誹謗中傷等、問題行動の防止を指導すること。 </div>
<p>企業局</p>	<p>○水道3事業の業務継続体制の確保 年末年始期間も水道3事業を安定的に継続できるよう、職員及び指定管理者等の感染予防対策を徹底する。また、万が一、感染者が発生した場合には業務継続計画に基づいた業務体制へ迅速に移行し、浄水場及び処理場の機能を継続させる。</p>